

築上町子ども読書活動推進計画

(第2次) 素案

令和 年 月

築上町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって……………	1
1. 子どもの読書活動推進の意義	
2. 子どもの読書活動の現状	
3. 計画の性格と役割	
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方……………	3
1. 推進計画策定の目的	
2. 推進計画の目標	
3. 推進計画の期間	
4. 推進計画の対象	
5. 推進計画の進行管理	
第3章 子どもの読書活動のための取り組み……………	4
1. 家庭・地域における読書活動	
2. 幼稚園・保育所における読書活動	
3. 学校における読書活動	
4. 図書館における読書活動	
第4章 施策表……………	7
資料1 子ども読書活動の推進に関する法律	
資料2 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
資料3 築上町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	
資料4 築上町読書に関するアンケート調査結果	

第1章 計画策定にあたって

1. 子どもの読書活動推進の意義

子どもはよい環境のなかで育てられる権利（「児童憲章」）を持っています。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利（「児童の権利に関する条約」）も持っています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりを持っています。その中でも、本の持つ力は大きく、読書を通して、豊かな感性が育まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われていきます。

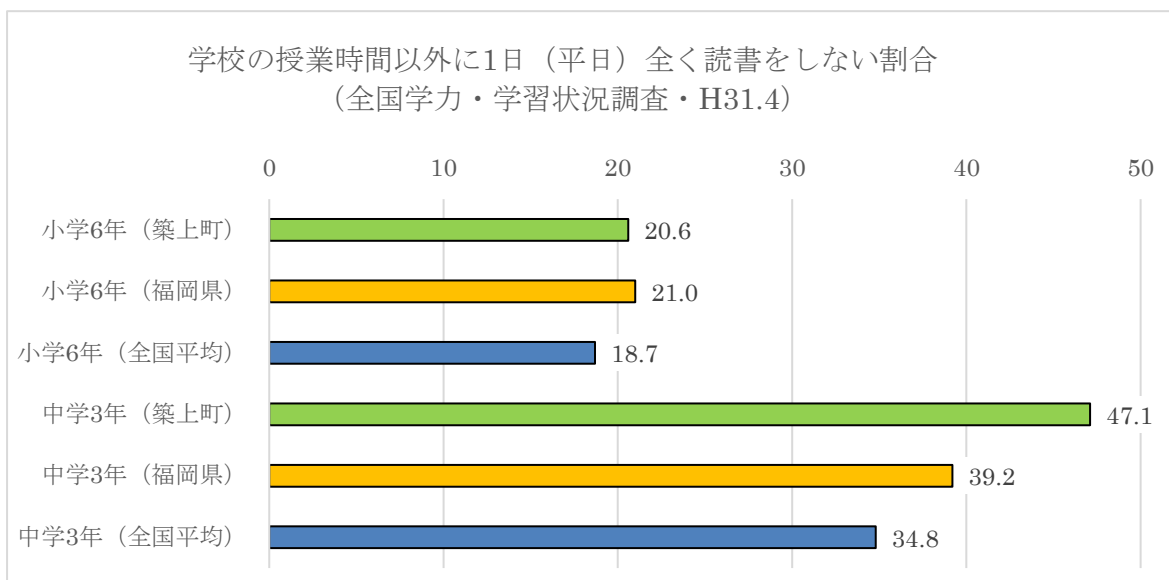
「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）では、子どもの読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。子どもの発達に合わせて、すべての子どもが読書を楽しむことができるよう、家庭・地域・学校・行政が協働して読書環境を整備するとともに、読書活動を支える取り組みを推進していくことが重要と考えています。

2. 子どもの読書活動の現状

テレビゲームや映像文化の浸透、情報メディアの発達普及、核家族化などの生活環境が大きく変貌する中で、興味や関心が多様化し、子どもの読書離れがますます進んでいます。そんな中、公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と毎年行っている「第65回学校読書調査」（令和元年6月）によると、1ヶ月に1度も本を読まなかった子どもの割合（以下「不読者割合」という）は、小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%となっています。

築上町教育委員会が、令和2年11月に町内の小学3年生・5年生、中学2年生を対象に実施した「読書に関するアンケート調査」では、不読者割合は、小学3年生12.1%、小学5年生19.3%、中学2年生11.2%で、全国平均と比較すると小学生の不読者割合が増加しています（資料4参照）。

なお、平成31年4月に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、築上町立学校において、学校の授業時間以外に1日（平日）に全く読書をしないと回答した児童生徒の割合は、小学6年生で 20.6%（福岡県（公立）平均 21.0%、全国平均 18.7%）、中学3年生で 47.1%（福岡県（公立）平均 39.2%、全国平均 34.8%）と福岡県（公立）・全国平均と比べて高くなっています。



しかし、読書が好きかという質問には、好きと回答した児童生徒の割合は、小学6年生で 72.3%、中学3年生 65.4%という結果でした。

このような状況を踏まえ、今後はより一層、家庭・地域・学校・行政が連携を強化し、子どもの読書環境の整備を推進していくことが重要と考えます。

3. 計画の性格と役割

国は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成20年に第二次、平成25年に第三次、平成30年には第四次基本計画を策定しました。

福岡県では、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月に改定、さらに平成28年8月に再度改定を行いました。

築上町では、国及び県の計画を基本としながら、子どもの発達段階や個性に応じた読書活動を推進するため、平成27年3月に「築上町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この度、この計画期間が終了したことに伴い、これまでの計画の基本的な考えを引き継ぎ、令和3年度から5年間をめぐりに「築上町子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定します。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 推進計画策定の目的

全ての子どもたちが、自主的に、自由で楽しい読書活動を行うことができるように、総合的、計画的な読書環境の整備を家庭・地域・学校・行政で推進していきます。

2. 推進計画の目標

(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と充実

全ての子どもが読書の喜びや楽しさを感じられるように、発達段階に応じて読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

(2) 子どもの読書活動の環境づくり

小学校や中学生が読書習慣を形成していくため、乳幼児期から読書環境を整備するとともに、環境づくりの支援に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

築上町全体で読書活動が活性化されるように、読書推進に関わる個人や団体、関係機関に対して、読書活動の意義や重要性について、普及や啓発を図ります。

3. 推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 推進計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもを対象とします。

5. 推進計画の進行管理

本計画を効果的に推進するために、取り組みの進捗状況を把握し、定期的に評価を行います。

第3章 子どもの読書活動のための取り組み

1 家庭・地域における読書活動

(1) 親子で楽しむ読書習慣の環境づくり

家庭において、乳幼児期の保護者の語りかけや絵本の読み聞かせが、子どもにとって楽しい経験として、言葉を育て感性を豊かに育み、読書習慣への大きな基礎となります。そのためにも、0歳児から行う読み聞かせは重要であり、親子で遊びを通して絵本などに親しみ、子どもと読書について語り合い、本を読む楽しさを知ってもらうことが大切です。

家庭で、これらの読書活動を進め、子どもの読書意欲を養い、読書習慣を身に付ける事業展開を図っていきます。

(2) 行事への積極的な参加と施設の活用

家庭内だけでなく図書館や児童館などの施設で、親子が喜びと楽しみを持てる読み聞かせや、読書に関する講座などへ積極的に参加出来るように呼びかけを行い、本の読み聞かせの効用や方法を紹介するなどの取り組みに努めます。また、これら講座などは魅力ある行事となるように工夫と努力が求められていますので、気軽に参加できる行事内容の検討・充実を図ります。

2 幼稚園・保育所における読書活動

(1) 読書の楽しさにふれるための読み聞かせ等充実

保育所や幼稚園においては、本の楽しさを感じ、本に興味や関心を持ってもらうように、発達段階に応じて、読書の楽しさにふれるための読み聞かせを推進します。このため、図書館と連携を図り、図書館の絵本や紙芝居などの児童書の団体貸出(※1)を積極的に活用するなど読書活動の促進充実に努めます。

(2) 保護者への情報提供と読書啓発

図書館は、良書選書(※2)を高め、図書資料の利用増加充実に図りながら、保護者などに読書の重要性を啓発し、読書活動を家庭においても展開して行く事が必要となります。

さらに、図書館・児童館等との連携を深め、読書に関する情報の提供活動を積極的に行い、保護者に乳幼児期の読書の大切さの啓発・普及に努めます。

※1 団体貸出…図書館が学校や地域の団体に図書館資料をまとめて貸し出すこと。

※2 良書選書…一般的、社会的に価値が高いとみなされた図書や雑誌などの資料を、図書館に所蔵しておく資料として選定すること。

3 学校における読書活動

(1) 読書習慣を身につける機会の提供と充実

学校では、読書習慣の継続を少年期で更に進め、育成、確立させる必要があります。
小学校では、

①望ましい読書習慣を習得できるよう、児童の個性を伸ばし、豊かな人格形成を図る。

②読書通帳を活用した図書館利用を通じて、自ら学ぶ意欲と態度を育成する。

③読み聞かせや読書を通じ、課題解決を図ることのできる基礎能力を育成する。

以上の3点を重点目標とし、「朝の読書」などの読書指導を計画的に実施していきます。

また、中学校では、

①学校や図書館の有効な活用方法を学ぶとともに進んで読書を楽しもうという気持ちを育てる。

②学習に役立つ資料、心を豊かにする本などを提供し、生徒が必要な情報を選択し、活用できる環境を作る。

③生徒会、図書委員会と連携を図り、図書館活動を活性化する。

以上の3点を重点目標とし、読書機会の充実を図る事業に取り組むなど読書指導を計画的に実施していきます。

さらに、児童・生徒が主体的かつ意欲的に読書に取り組み、読書習慣を確かなものにするために、学校図書室や図書館利用者の促進、読書指導の更なる充実に努めます。

4 図書館における読書活動

(1) 読書活動の推進事業の充実

子どもたちが学校以外で読書を通して、楽しみながら将来をより深く豊かに生きる力を身につけるうえで図書館を利用する事は欠かせません。

子どもの読書活動を推進するためには、日常生活の中で、常に読書ができる環境が確保されている事が大切です。

築上町の全ての子どもたちが、あらゆる機会に自主的に読書活動を行い、本を身近に利用できるよう、子どもの興味を引く良書を選出し、読書活動に関する啓発推進に努めます。

(2) 読書環境の整備充実

図書館は、町民に対して適切な図書館サービスを行うことが求められています。

その中でも、子どもたちの発達段階に応じた、良質な絵本や童話、物語、紙芝居などさまざまな図書資料の収集・保存に努めていきます。また電子図書(※3)及び移動図書館車(※4)の導入の検討、おはなし会や手作り工作などの各種行事の開催、テーマに沿った本の提示など、より深く本に親しめる図書館施設を目指して運営推進に努めます。

また、現在の図書館は、開架スペース(※5)や書庫が狭く、今後は、子育て支援機能を備えた時代のニーズに合った図書館の整備が必要と考えています。

こうしたことも踏まえ、町民が集える場所、町のシンボルとなるような魅力的な図書館づくりに努めます。

(3) 町民団体などへの支援・連携、読書情報の提供

読み聞かせなどのボランティア団体は、子どもたちの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しており、図書館の読書活動を支える重要な存在となっています。

このため、ボランティア団体が実施している読書活動の支援強化を図り、ボランティア団体の方々の学習機会や研修・講習の場を提供し、資質の向上を目指すとともに、より活動のしやすい環境づくりに努めます。

※3 電子図書・・・単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにした書籍のこと。

※4 移動図書館車・・・図書館を利用しにくい地域の人のために、各地を巡回して図書館のサービスを提供する車。

※5 開架スペース・・・図書館内で利用者が自由に資料を手にとれる場所。

第4章 施策表

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、行政が連携し取り組むことが重要です。ここでは、第3章での取り組み内容を整理し、施策内容を一覧にまとめました。

★家庭・地域

施 策	担当・所管	実施区分
1 - (1) ブックスタート(※6)事業の推進 ・ブックスタート配布率の維持	生涯学習課 子育て・ 健康支援課	継続
1 - (2) 子どもの読書活動の啓発及び環境整備 ・おはなし会等への参加呼びかけ 親子で楽しむ読書行事の充実 開催行事の周知・PRの強化	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	拡充
1 - (2) 児童館における取り組み ・読み聞かせやおはなし会の充実 ・家庭での読み聞かせの促進 ・図書館の団体貸出の促進	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	継続 新規
1 - (2) 放課後児童クラブにおける取り組み ・室内に本のコーナーを設置、読書環境の整備・充実を図る	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	継続 拡充

※6 ブックスタート・・・絵本を通じて親子で楽しみ、絆を深めてもらおうと、地域に生まれた子どもに絵本を手渡す活動のこと。築上町では、4ヶ月の健康診査時に読み聞かせを行うとともに、絵本と赤ちゃん絵本のリスト、地域の子育て情報などが入ったブックスタートパックを渡しています。

★幼稚園・保育所

施 策	担当・所管	実施区分
2 - (1) 本のコーナーの設置・充実	子育て・ 健康支援課	継続
2 - (1) 公共図書館との連携・協力 ・団体貸出の活用 ・連絡会議	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	新規
2 - (1) 読書活動の促進充実 ・読書通帳の活用	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	新規
2 - (2) 保護者への啓発と普及 ・おすすめ本等の情報発信	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	拡充

★学校

施 策	担当・所管	実施区分
3 - (1) 図書館の環境整備 ・資料の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> 学校図書館図書標準達成校数 2校→10校 </div>	学校教育課	拡充
3 - (1) 体制の整備 ・学校司書の適切な配置	学校教育課	拡充
3 - (1) 図書委員会活動の活性化 ・図書委員を中心に魅力的な読書行事の実施	学校教育課	継続
3 - (1) 読書通帳を活用した公共図書館利用促進 ・校外活動等を実施し、積極的に公共図書館の利用促進 ・図書館利用方法の指導	学校教育課 生涯学習課	拡充
3 - (1) 学校図書館を活用した授業の推進 ・学校図書館の計画的な利用 ・学校図書館の有効な活用、利用方法の指導	学校教育課	継続
3 - (1) 学校文庫の設置 ・公共図書館からの配本 ・読書習慣の取得	学校教育課	継続
3 - (1) 障がいのある子どもへの読書支援 ・読書に親しむ機会の提供	学校教育課	継続
3 - (1) 保護者への啓発と普及 ・PTA等関係機関との連携、協力	学校教育課	新規
3 - (1) 教職員・学校司書の研修の充実	学校教育課	拡充
3 - (1) 町立図書館との連携・協力	学校教育課	継続

★図書館

施 策	担当・所管	実施区分
4 - (1) 子どもへの個人貸出の利用促進 ・ 読書通帳を活用し、子どもの利用促進を図る	生涯学習課	継続
4 - (1) 移動図書館の導入・検討 ・ 遠隔地に住む子どもたちも利用できるような環境整備	生涯学習課	新規
4 - (2) 予算の確保 ・ 築上町読書環境整備基金を活用し計画的な予算執行	生涯学習課	継続
4 - (2) 図書資料の充実 ・ 児童書コーナーや学校文庫資料の整理・充実を図る	生涯学習課	継続
4 - (2) 職員の体制・スキルアップ ・ 読書相談の充実 ・ 研修等への参加	生涯学習課	継続
4 - (2) 広報活動・情報発信の充実 ・ 町の広報誌（図書館だより）や図書館のHP、Twitterの活用	生涯学習課	継続
4 - (2) おはなし会の実施 ・ 定期的なおはなし会の実施 ・ 親子で楽しめる魅力的なおはなし会 参加目標者数 前年比 1.2倍	生涯学習課	継続 拡充
4 - (2) 図書館利用促進のためのイベント開催 ・ 夏休み等に子供向けのイベント実施 ・ 読書通帳を活用したイベント企画	生涯学習課	継続 拡充
4 - (2) 障がいのある子どもへの読書支援 ・ 障害のある子どもの状態に応じた環境整備 ・ 特別支援学級等との連携・協力	生涯学習課	新規
4 - (2) 新しい図書館の整備 ・ 子育て支援機能を備えた図書館の整備 ・ 町民が集える場所、町のシンボルとなるような魅力的な図書館づくり	生涯学習課	新規

施 策	担当・所管	実施区分
4 - (3) 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等関係機関との連携・協力 ・団体貸出の整備・促進 ・各施設との情報交換	生涯学習課 学校教育課 子育て・ 健康支援課	新規
4 - (3) 学校との連携・協力 ・新入生の登録、読書通帳などの利用促進 ・校外学習等での利用や、職場体験等の積極的な受入れ	学校教育課 生涯学習課	継続 新規
4 - (3) ボランティア団体との連携・協力 ・読書ボランティアへの情報提供、研修会の実施 ・読書ボランティアへの資料、交流の場の提供	生涯学習課	新規

※ 施策内容の数字は、第3章の取り組み項目を示しています。

※ 実施区分 新規・・・新規に行う事業
継続・・・現状を維持し、継続する事業
拡充・・・改善を図り、より努力が求められる事業

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、築上町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、築上町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 築上町子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 小中学校長
 - (2) 保育所（園）長
 - (3) 読書ボランティア代表
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験者
- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。
- 4 委員の任期は、委嘱された日から推進計画が策定される日までとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第5条 委員の報償金は、会議への出席1回あたり3,000円を支給する。

- 2 前項の委員のうち、学識経験者と認めるものに対しては、10,000円を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。

附則

この告示は、令和2年10月26日から施行する。

築上町子ども読書活動推進計画策定委員

区 分		氏 名	所 属
委員	小中学校長	増田 智子	西角田小学校長
		夕田 耕作	椎田中学校長
	保育所（園）長	牛島 めぐみ	椎田そらいろ保育園長
	読書ボランティア 代表	吉村 松美	おはなしの部屋
		岩田 未央	しいの実
	関係行政機関	池田 篤史	福岡県教育庁京築教育事務所 社会教育室
	学識経験者	河井 律子	近畿大学通信教育部 非常勤講師

区 分		氏 名	所 属
事務局		吉川 千保	子育て・健康支援課長
		野正 修司	学校教育課長
		古市 照雄	生涯学習課長
		脇山 千賀子	生涯学習課 図書館係長
		中 浩二郎	生涯学習課 社会教育係長
		常盤 希望	生涯学習課 図書館係

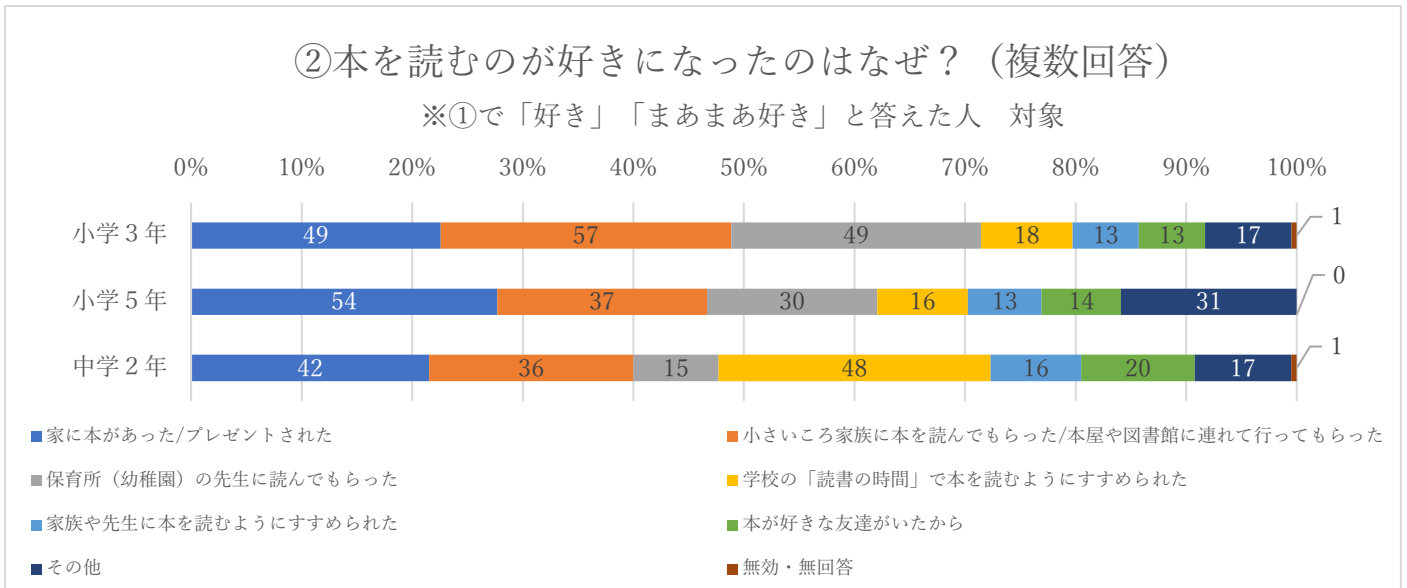
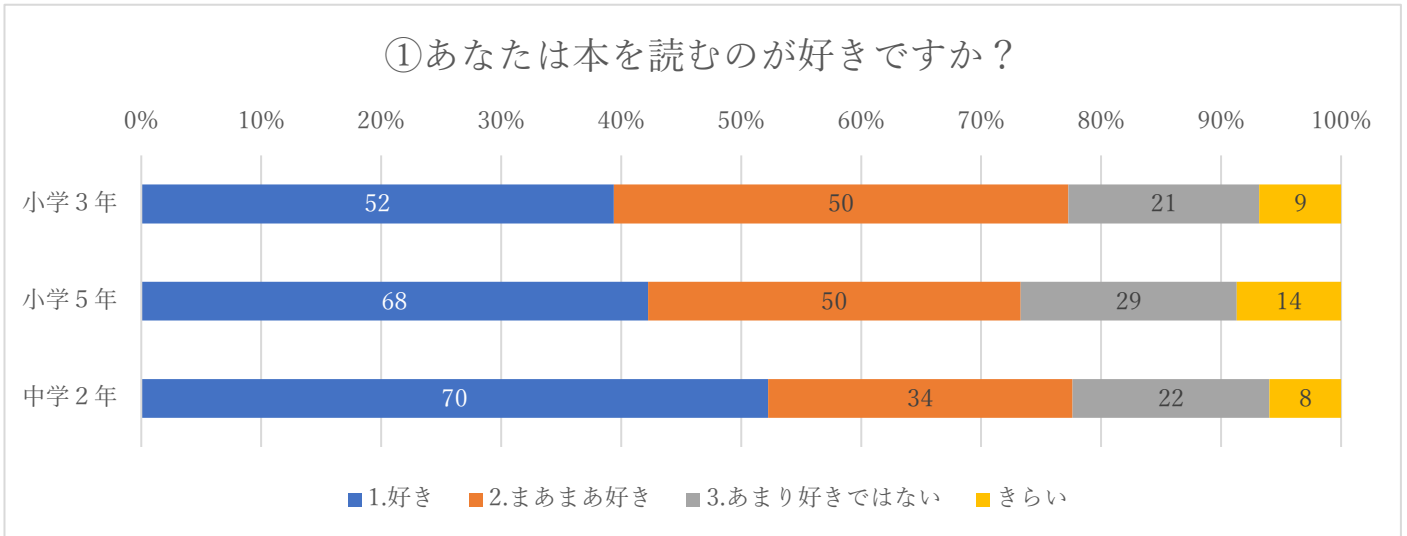
築上町 読書に関するアンケート調査 結果

調査時期：令和2年11月

対象者：町内の小中学校に通う小学3年生 小学5年生 中学2年生

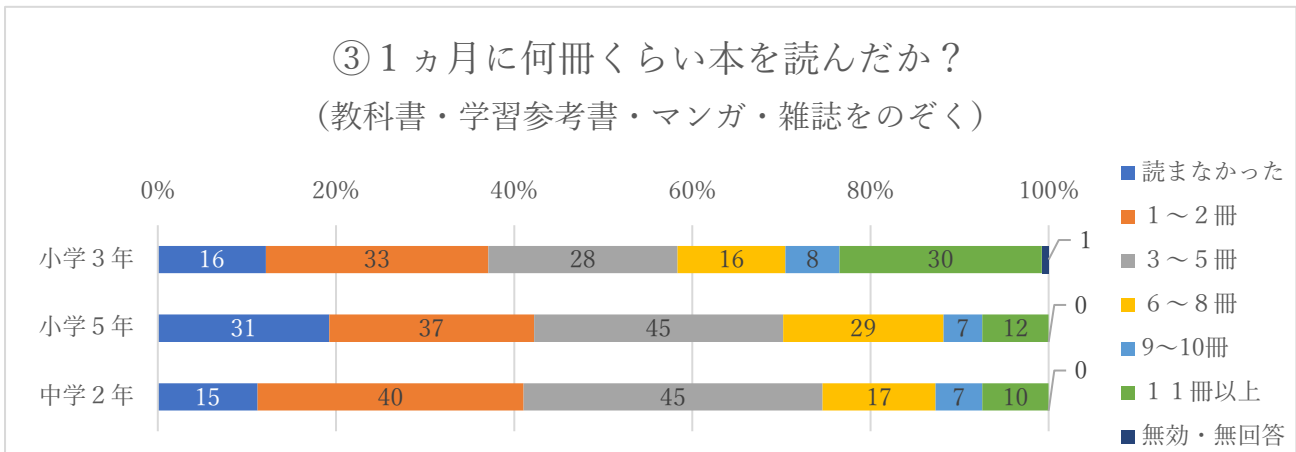
	生徒数	提出数	回収率
小学3年	137	132	96.4%
小学5年	164	161	98.2%
中学2年	141	134	95.0%

1. アンケート結果



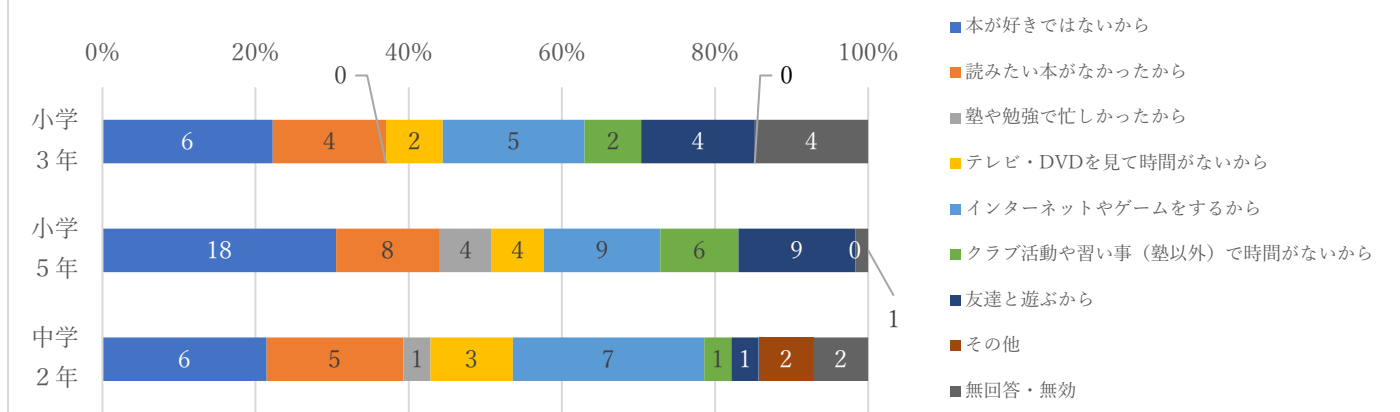
「その他」として

“アニメや漫画の 原作/小説版 を読んで好きになった” “ネット/テレビの広告/ニュース で流れてきて興味を持った” “学校でイベント（読書ビンゴ）があるから”



④読まなかったのはなぜ？（複数回答）

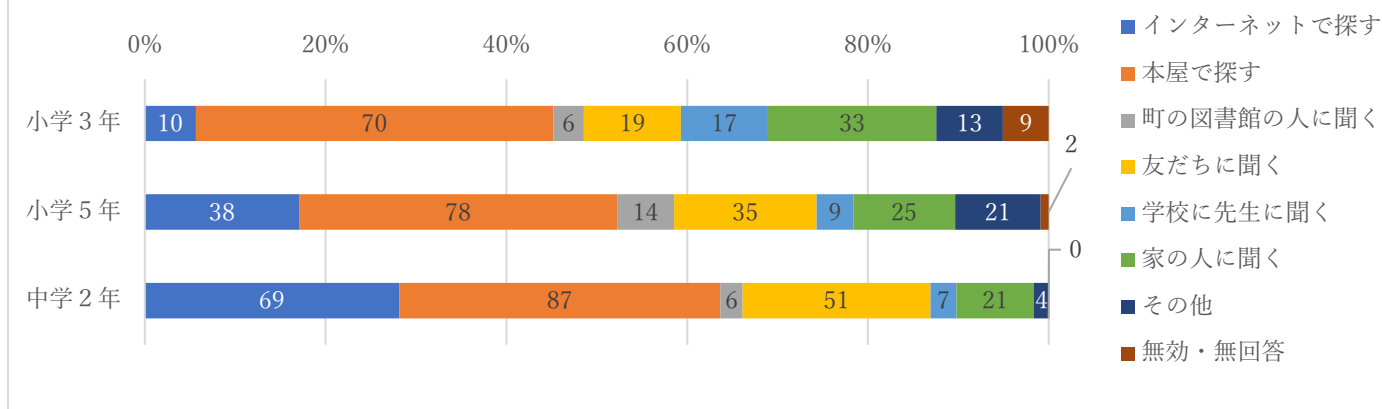
※③で「読まなかった」と答えた人 対象



「その他」として

“面白くないから” “小説は文字が多くて読むのが面倒くさい/意味が解らないから”

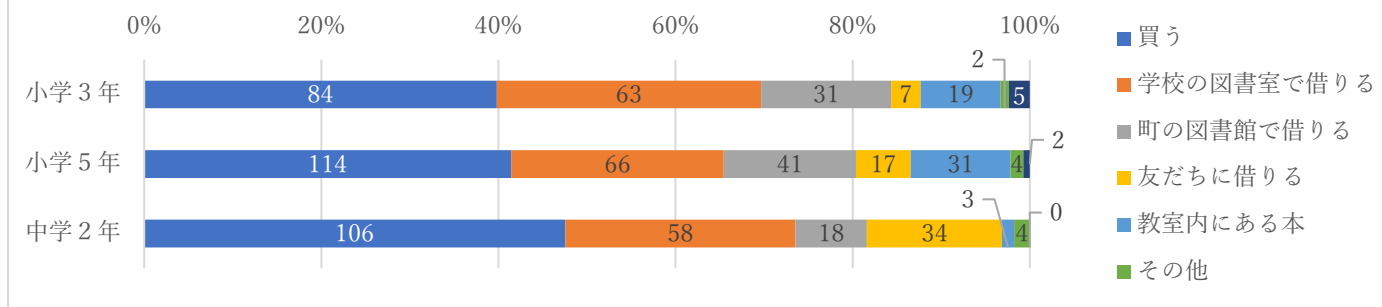
⑤読みたい本をどのように見つけるか？（複数回答）



「その他」として

“学校の図書室で探す” “図書室の司書の先生に聞く” “ニュースなどで耳に入ってきたもの” “学校のチラシで見つける” “表紙や挿絵などを見て本を決め、読んでみる”

⑥本はどのように手に入れるか？（複数回答）

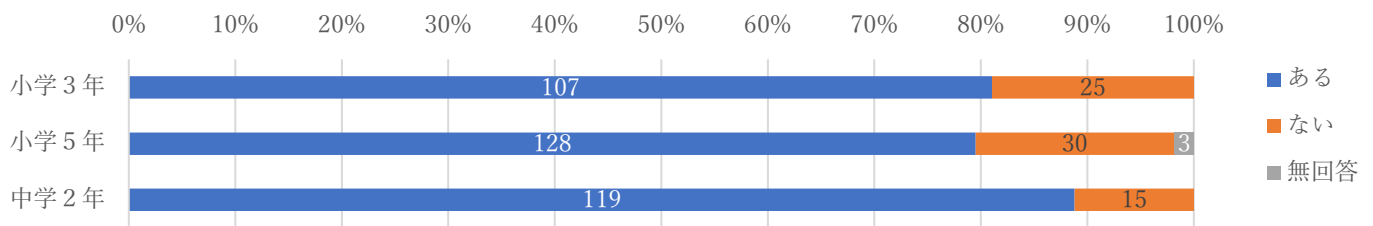


「その他」として

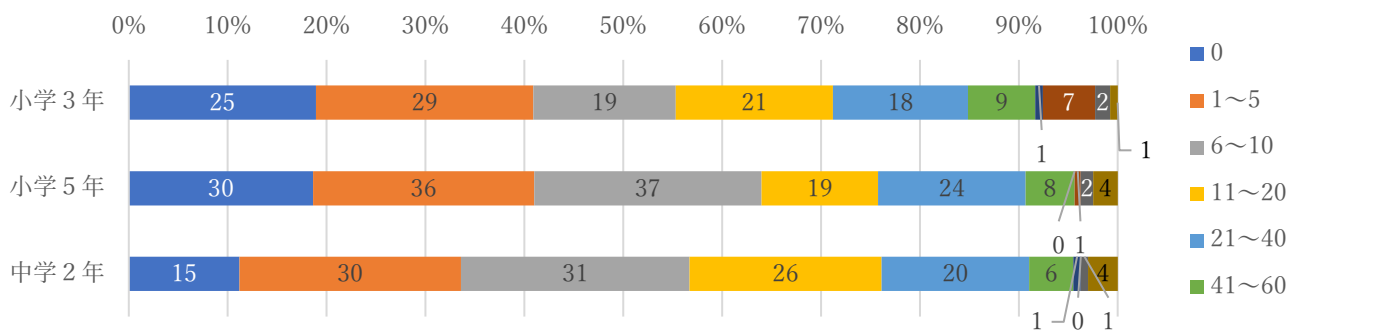
“家族の本をもらう” “学校のチラシで見つけて買う” “家にある本”

⑦-1家に自分の本があるか？

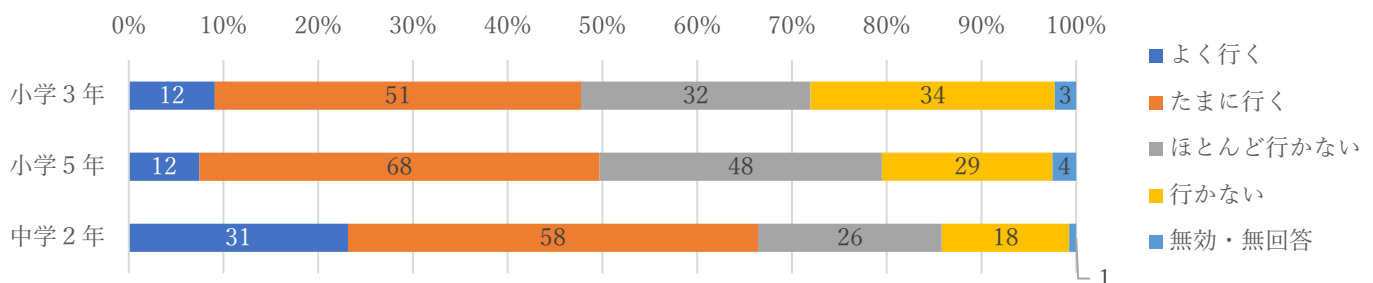
(教科書・参考書・マンガ・雑誌を除く)



⑦-2何冊か？



⑧休み時間や放課後に学校の図書室に行くか？



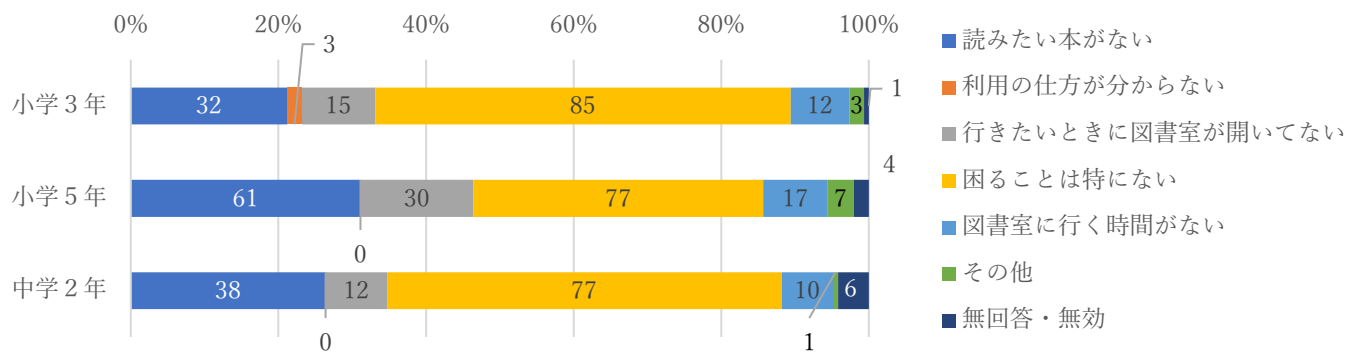
⑨学校の図書館へはいつ行くか？ (複数回答)



「その他」として

“朝”“夏休み・冬休みなどの長期休暇中”“委員会のとき”

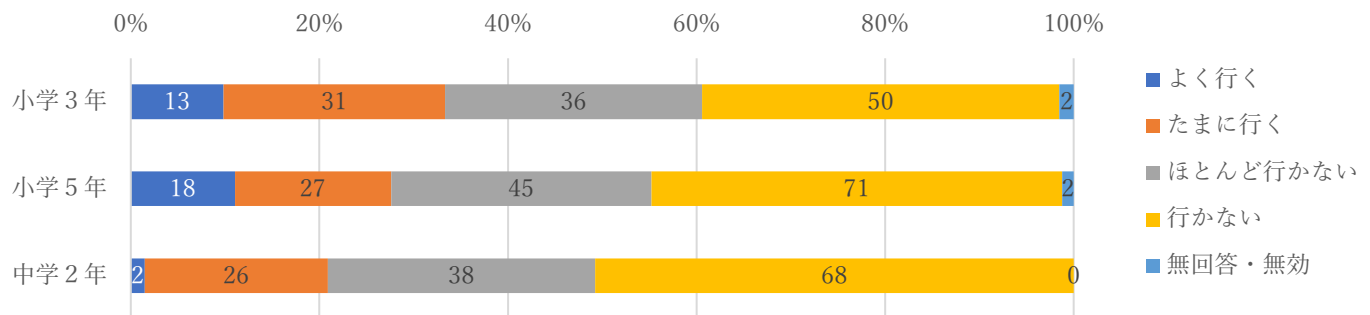
⑩学校の図書室を利用するときには困ることは？（複数回答）



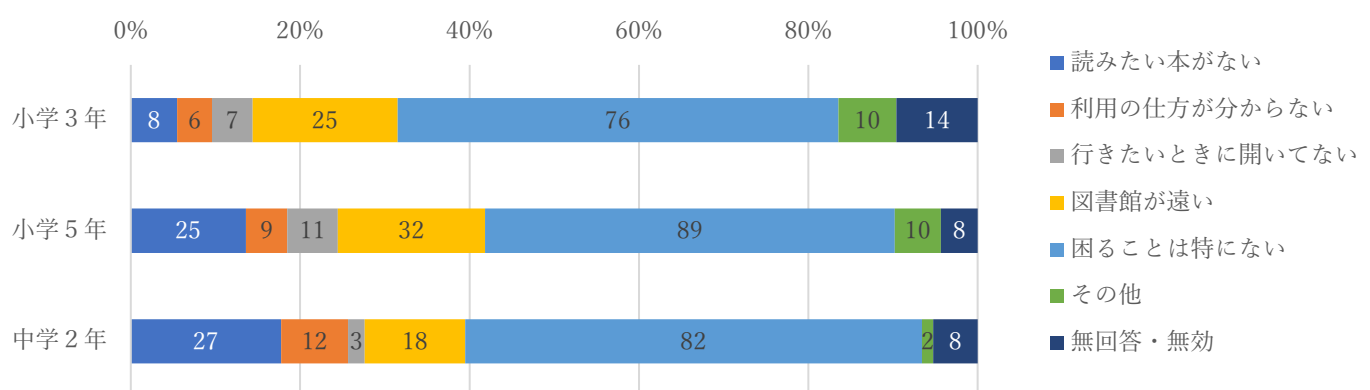
「その他」として

“本が少ない”“シリーズがそろってない”“利用者がうるさい/静かじゃない”“読みたい本が借りられていてなかなか返ってこない”“高い棚の本に手が届かない”

⑪町の図書館を利用するか？



⑫町の図書館を利用するときには困ることは？（複数回答）



「その他」として

“行ったことがない/たまにしか行かないから親と一緒にじゃないと不安/緊張する”“本が少ない”“本の場所が分かりにくい”“他人が触った本はいやだ”“行くのが面倒くさい”“歩いて行けない/交通の便が悪い”